

旧

[表 7] 関連局との協議状況表

協議内容	協議先	担当者名	協議の要否	協議済年月日
幹線道路及び鉄道沿線地域の集合住宅騒音対策(※)	みどり環境局 大気・音環境課			
横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準	経済局 ものづくり支援課			
街づくり協議地区 建築協定協議 地区計画関係届出 地域まちづくりルール協議	協議先は、下表のとおり			
ごみ集積場所設置基準	各区の資源循環局事務所			

※対象となる道路・鉄道については、みどり環境局大気・音環境課のウェブページをご覧ください。
(注意)

- 1 本表の協議先以外については、記載不要です。
- 2 協議の要否欄は、協議が必要な場合は○、必要ない場合は×と記入してください。
- 3 協議が終了したものについては、協議済年月日を記入し、終了した旨の通知書等の写しを添付してください。
- 4 協議が終了していないものについては、協議済年月日欄に「協議中」と記載してください。

(令和7年4月現在の情報です。最新の情報は横浜市のウェブページでご確認ください。)

協議先担当部署		電話番号	所在地		
みどり環境局大気・音環境課騒音担当		045-671-2485	市庁舎 27 階		
経済局ものづくり支援課		045-671-3490	市庁舎 31 階		
地区計画、地域まちづくりルール、街づくり協議地区等の協議・届出先					
方面	担当部署	電話番号	所在地		
下記以外の地区	都市整備局 地域まちづくり課 (一部)防災まちづくり推進課	045-671-2667 045-671-3595	市庁舎 29 階		
横浜駅周辺	// 都心再生課	045-671-2693			
関内・関外	// 都心再生課	045-671-2673			
新横浜駅周辺	// 都心再生課	045-671-3858			
みなとみらい 21 地区	// みなとみらい・東神奈川臨海部推進課	045-671-3516			
東神奈川臨海部・京浜臨海部	// みなとみらい・東神奈川臨海部推進課	045-671-3857			
上大岡駅周辺地区、金沢文庫駅周辺地区、鶴ヶ峰駅北地区	// 市街地整備推進課	045-671-3799			
二俣川駅周辺地区、中山駅周辺地区	// 市街地整備推進課	045-671-3513			
網島駅周辺地区	// 網島駅東口周辺開発事務所	045-531-9600			
青葉区	青葉区役所 区政推進課	045-978-2217		区役所 4 階	
資源循環局各事務所					
鶴見	神奈川	西	中	南	港南
045-502-5383	045-441-0871	045-241-9773	045-621-6952	045-741-3077	045-832-0135
保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑
045-742-3715	045-953-4811	045-761-5331	045-781-3375	045-541-1220	045-983-7611
青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
045-975-0025	045-941-7914	045-824-2580	045-891-9200	045-803-5191	045-364-0561

新

[表 7] 関連局との協議状況表

協議内容	協議先	担当者名	協議の要否	協議済年月日
幹線道路及び鉄道沿線地域の集合住宅騒音対策(※)	みどり環境局 大気・音環境課			
横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準	経済局 ものづくり支援課			
街づくり協議地区 建築協定協議 地区計画関係届出 地域まちづくりルール協議	協議先は、下表のとおり			
ごみ集積場所設置基準	各区の資源循環局事務所			

※対象となる道路・鉄道については、みどり環境局大気・音環境課のウェブページをご覧ください。
(注意)

- 1 本表の協議先以外については、記載不要です。
- 2 協議の要否欄は、協議が必要な場合は○、必要ない場合は×と記入してください。
- 3 協議が終了したものについては、協議済年月日を記入し、終了した旨の通知書等の写しを添付してください。
- 4 協議が終了していないものについては、協議済年月日欄に「協議中」と記載してください。

(令和7年4月現在の情報です。最新の情報は横浜市のウェブページでご確認ください。)

協議先担当部署		電話番号	所在地		
みどり環境局大気・音環境課騒音担当		045-671-2485	市庁舎 27 階		
経済局ものづくり支援課		045-671-3490	市庁舎 31 階		
地区計画、地域まちづくりルール、街づくり協議地区等の協議・届出先					
方面	担当部署	電話番号	所在地		
下記以外の地区	都市整備局 地域まちづくり課 (一部)防災まちづくり推進課	045-671-2667 045-671-3595	市庁舎 22 階		
関内・関外	// 関内関外事業推進課	045-671-2673			
新横浜駅周辺	// 新横浜都心等事業推進課	045-671-3858			
東神奈川臨海部・京浜臨海部	// 新横浜都心等事業推進課	045-671-3857			
横浜駅周辺	// 横浜駅・みなとみらい事業推進課	045-671-2693			
みなとみらい 21 地区	// 横浜駅・みなとみらい事業推進課	045-671-3516			
上大岡駅周辺地区、金沢文庫駅周辺地区、鶴ヶ峰駅北地区、二俣川駅周辺地区、中山駅周辺地区	// 市街地整備推進課	045-671-3799 045-671-3513			
網島駅周辺地区	// 網島駅東口周辺開発事務所	045-531-9600			
青葉区	青葉区役所 区政推進課	045-978-2217		区役所 4 階	
資源循環局各事務所					
鶴見	神奈川	西	中	南	港南
045-502-5383	045-441-0871	045-241-9773	045-621-6952	045-741-3077	045-832-0135
保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑
045-742-3715	045-953-4811	045-761-5331	045-781-3375	045-541-1220	045-983-7611
青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
045-975-0025	045-941-7914	045-824-2580	045-891-9200	045-803-5191	045-364-0561

旧

新

(4) 記載例

記載は簡潔に、また、正確をお願いします。

協議が不要の場合は×を記入してください。

協議が終了したものは、協議済年月日を記入し、終了した旨の通知書等の写しを添付してください。

協議が終了していないものは、「協議中」と記載してください。

協議が必要な場合は、所管部署の担当者名を記入してください。

協議内容	協議先	担当者名	協議の要否	協議済年月日
幹線道路及び鉄道沿線地域の集合住宅騒音対策(※)	みどり環境局 大気・音環境課		×	
横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準	経済局 ものづくり支援課		×	
街づくり協議地区 建築協定協議 地区計画関係届出 地域まちづくりルール協議	協議先は、下表のとおり	担当：〇〇	〇	〇年〇月〇日
ごみ集積場所設置基準	各区の資源循環局事務所	担当：〇〇	〇	協議中

※対象となる道路・鉄道については、みどり環境局大気・音環境課のウェブページをご覧ください。(注意)

- 1 本表の協議先以外については、記載不要。
- 2 協議の要否欄は、協議が必要な場合は「〇」と記載してください。
- 3 協議が終了したものについては、協議済年月日を記入し、終了した旨の通知書等の写しを添付してください。
- 4 協議が終了していないものについては、協議済年月日欄に「協議中」と記載してください。

(令和7年4月現在の情報です。最新の情報は横浜市のウェブページでご確認ください。)

協議先担当部署		電話番号	所在地		
みどり環境局大気・音環境課騒音担当		045-671-2485	市庁舎27階		
経済局ものづくり支援課		045-671-3490	市庁舎31階		
地区計画、地域まちづくりルール、街づくり協議地区等の協議・届出先					
方面	担当部署	電話番号	所在地		
下記以外の地区	都市整備局 地域まちづくり課	045-671-2667	市庁舎29階		
	(一部) 防災まちづくり推進課	045-671-3595			
横浜駅周辺	〃 都心再生課	045-671-2693			
園内 園外	〃 都心再生課	045-671-2673			
新横浜駅周辺	〃 都心再生課	045-671-3858			
資源循環局各事務所					
鶴見	神奈川	西	中	南	港南
045-502-5383	045-441-0871	045-241-9773	045-621-6952	045-741-3077	045-832-0135
保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑
045-742-3715	045-953-4811	045-761-5331	045-781-3375	045-541-1220	045-983-7611
青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
045-975-0025	045-941-7914	045-824-2580	045-891-9200	045-803-5191	045-364-0561

(4) 記載例

記載は簡潔に、また、正確をお願いします。

協議が不要の場合は×を記入してください。

協議が終了したものは、協議済年月日を記入し、終了した旨の通知書等の写しを添付してください。

協議が終了していないものは、「協議中」と記載してください。

協議が必要な場合は、所管部署の担当者名を記入してください。

協議内容	協議先	担当者名	協議の要否	協議済年月日
幹線道路及び鉄道沿線地域の集合住宅騒音対策(※)	みどり環境局 大気・音環境課		×	
横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準	経済局 ものづくり支援課		×	
街づくり協議地区 建築協定協議 地区計画関係届出 地域まちづくりルール協議	協議先は、下表のとおり	担当：〇〇	〇	〇年〇月〇日
ごみ集積場所設置基準	各区の資源循環局事務所	担当：〇〇	〇	協議中

※対象となる道路・鉄道については、みどり環境局大気・音環境課のウェブページをご覧ください。(注意)

- 1 本表の協議先以外については、記載不要。
- 2 協議の要否欄は、協議が必要な場合は「〇」と記載してください。
- 3 協議が終了したものについては、協議済年月日を記入し、終了した旨の通知書等の写しを添付してください。
- 4 協議が終了していないものについては、協議済年月日欄に「協議中」と記載してください。

(令和7年4月現在の情報です。最新の情報は横浜市のウェブページでご確認ください。)

協議先担当部署		電話番号	所在地		
みどり環境局大気・音環境課騒音担当		045-671-2485	市庁舎27階		
経済局ものづくり支援課		045-671-3490	市庁舎31階		
地区計画、地域まちづくりルール、街づくり協議地区等の協議・届出先					
方面	担当部署	電話番号	所在地		
下記以外の地区	都市整備局 地域まちづくり課	045-671-2667	市庁舎22階		
	(一部) 防災まちづくり推進課	045-671-3595			
園内 園外	〃 園内園外事業推進課	045-671-2673			
新横浜駅周辺	〃 新横浜都心等事業推進課	045-671-3858			
東神奈川臨海部、京浜臨海部	〃 新横浜都心等事業推進課	045-671-3857			
資源循環局各事務所					
鶴見	神奈川	西	中	南	港南
045-502-5383	045-441-0871	045-241-9773	045-621-6952	045-741-3077	045-832-0135
保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑
045-742-3715	045-953-4811	045-761-5331	045-781-3375	045-541-1220	045-983-7611
青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
045-975-0025	045-941-7914	045-824-2580	045-891-9200	045-803-5191	045-364-0561

9 専門家助言制度について【条例第28条の2】

建築紛争の原因として、専門知識を十分にもたない住民側と建築主側にすれ違いが生じることがあげられます。

本制度は、中高層建築物の建築について、建築士や弁護士から助言を受けることにより、近隣住民及び周辺住民の方と建築主との相互理解を促進し、紛争の未然防止又は自主的な解決に役立てることを目的としています。

制度の利用をご希望の場合は、情報相談課まで事前にご相談ください。

(1) 助言内容

助言内容は次のとおりです。ただし、資産価値の変動若しくは事業活動への影響に関する事又は土地の境界に関する争いに関する事などについては、助言等を行いません。

- ア 近隣住民又は周辺住民の建築計画への要望事項等についての助言等
- イ 実例、判例等の紹介その他の法的解釈の解説等
- ウ 図面その他の設計図書の解説等
- エ 工事協定書に対する助言等
- オ 本市の紛争調整制度その他の紛争調整制度一般の説明等

(2) 助言の回数・派遣等

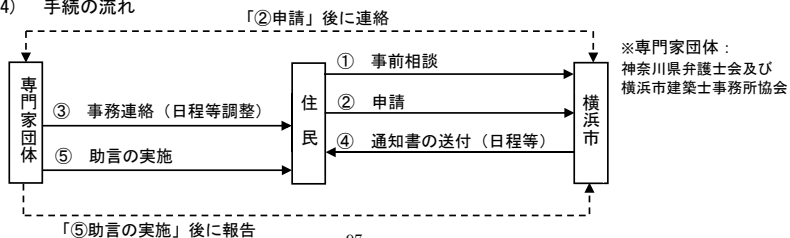
- ア 助言の回数は原則として1回です。ただし、市長が認める場合は2回までとします。
- イ 助言の時間は1回につき、2時間程度とします。
- ウ 弁護士、建築士の2人1組を、事前に調整した助言場所に派遣します。状況により、1名で助言等を行う場合もあります。
- エ 費用は無料です。

(3) 助言の要件

主な要件は以下のとおりです。くわしくは、ウェブページの「横浜市中高層建築物等に係る専門家助言制度要綱・実施要領」をご覧ください。

- ア 専門家の助言等を受けるため申請する方（以下「申請者」という。）が、対象建築物の近隣住民又は周辺住民であること。
- イ 申請者が2名以上であること。
- ウ 専門家による助言等を受けることについて、他の近隣住民又は周辺住民等に一定の周知がされていること。

(4) 手続の流れ



9 専門家助言制度について【条例第28条の2】

建築紛争の原因として、専門知識を十分にもたない住民側と建築主側にすれ違いが生じることがあげられます。

本制度は、中高層建築物の建築について、建築士や弁護士から助言を受けることにより、近隣住民及び周辺住民の方と建築主との相互理解を促進し、紛争の未然防止又は自主的な解決に役立てることを目的としています。

制度の利用をご希望の場合は、情報相談課まで事前にご相談ください。

(1) 助言内容

助言内容は次のとおりです。ただし、資産価値の変動若しくは事業活動への影響に関する事又は土地の境界に関する争いに関する事などについては、助言等を行いません。

- ア 近隣住民又は周辺住民の建築計画への要望事項等についての助言等
- イ 実例、判例等の紹介その他の法的解釈の解説等
- ウ 図面その他の設計図書の解説等
- エ 工事協定書に対する助言等
- オ 本市の紛争調整制度その他の紛争調整制度一般の説明等

(2) 助言の回数・派遣等

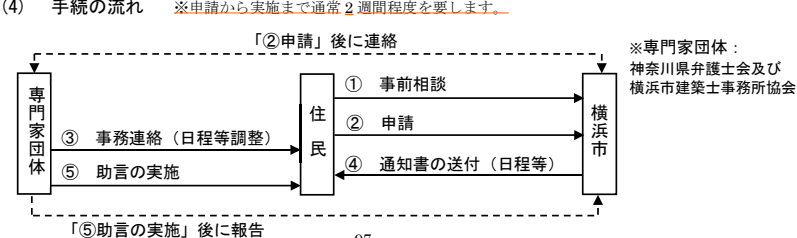
- ア 助言の回数は原則として1回です。ただし、市長が認める場合は2回までとします。
- イ 助言の時間は1回につき、2時間程度とします。
- ウ 弁護士、建築士の2人1組を、事前に調整した助言場所に派遣します。状況により、1名で助言等を行う場合もあります。
- エ 費用は無料です。

(3) 助言の要件

主な要件は以下のとおりです。くわしくは、ウェブページの「横浜市中高層建築物等に係る専門家助言制度要綱・実施要領」をご覧ください。

- ア 専門家の助言等を受けるため申請する方（以下「申請者」という。）が、対象建築物の近隣住民又は周辺住民であること。
- イ 申請者が2名以上であること。
- ウ 専門家による助言等を受けることについて、他の近隣住民又は周辺住民等に一定の周知がされていること。

(4) 手続の流れ



旧

新

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例関係集

令和7年12月 発行

横浜市建築局情報相談課

横浜市中区本町6丁目50番地の10 Tel.045-671-2350

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例関係集

令和8年4月 発行

横浜市建築局情報相談課

横浜市中区本町6丁目50番地の10 Tel.045-671-2350